

第 9 4 回 京都市消費生活審議会 会議録

【日 時】 平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日（水）午後 2 時～午後 4 時 5 分

【場 所】 京都市 市民総合相談課（市民生活センター）研修室

【出席者】 消費生活審議会委員 1 7 名（五十音順）

市川篤子委員，伊藤義浩委員，糸瀬美保委員，今嵐正三委員，
大谷貴美子委員，尾上妙子委員，狩野佳代子委員，川口恭弘委員，
高田艶子委員，永井弘二委員，中川誠二委員，早瀬善男委員，
星野光恵委員，松岡久和委員，山本克己委員，結城公生委員，
和久井郁子委員

京都市

文化市民局長 山岸吉和，市民生活部長 鶴谷隆，
市民総合相談課長 山本滋生，消費生活係長 横道友香子，
相談係長 竹中泰隆

【概 要】

I 開会

- 委嘱状交付
- 京都市文化市民局長挨拶

〔要旨〕

第 17 期目を迎える京都市消費生活審議会委員への御就任いただきありがとうございます。
うございます。

当審議会は、消費者保護審議会として、昭和 51 年に設置されて以来、条例や規則の改正、消費生活基本計画の策定など、京都市民の安心・安全な、そして豊かな消費生活に多大な御尽力を頂戴してきた。これまで歴代多くの方々に委員に御就任いただいたが、委員の皆様から活発な御発言、意見交換が行われ、それが良き伝統として続いてきた。今回、約半数の委員の方に新たに就任いただいた。どうぞ忌憚のない御意見を頂戴できますようお願い申し上げます。

現在、消費生活行政に関して、国では、消費者を主役とする政府の舵取り役として、消費者庁の創設に取り組んでいる。この審議会では、平成 18 年 10 月に策定した消費生活基本計画により、総合的かつ計画的な消費生活施策の推進に取り組んでいるところであり、今後も、国の動き、京都市民の生活の状況を見極めながら、的確な対応、特に市長の申している「パワー、ハート、スピード」をもって対応を図ってまいりたい。

第 17 期の審議会では、平成 22 年度までを取組期間としている消費生活基本計画の次の計画に関する審議のほか、案件も山積している。いろいろな意味で消費生活行政の大きな転換期を迎えている。安心・安全な消費生活づくりに着実につないでいけるよう、委員の皆様の御支援をお願いします。

〔事務局紹介の後、配布資料の確認ほか、審議会の公開※に関して説明〕

※ 資料4 京都市消費生活審議会運営要綱 6 会議の公開 参照

II 議事

- 1 京都市消費生活審議会（第17期）会長の選出
松岡久和委員に決定
- 2 各委員の所属部会の決定
別紙名簿のとおり決定
- 3 部会長の選出
表示・包装適正化部会長：大谷貴美子委員に決定
消費者苦情処理部会長：山本克己委員に決定

III 報告事項

- 1 第17期における審議予定案件

〔事務局から説明〕

○ 審議予定案件について・・・資料5 参照

松岡会長 資料5, 1 (1) の消費生活基本計画というのは5年間の少し長いスパンで、京都市としてどんなことをやっていくかをリストアップして、それを年度ごとに、より具体的な計画として立て、それを実際にちゃんとやっているか、やり方としてうまく実効性が上がっているかをこの審議会でチェックをするという仕組みになっている。それが5年計画であり、平成22年度で5年が来るので、平成23年度から、次の5か年計画を作る際に、これまでのチェックや進行状況を踏まえて、どういうことが考えられるかを審議し、大きな枠組を作っていくことが一番大きな審議会の役割だろうと思う。

1 (2) (3) は全体ではなく、表示・包装適正化部会の方で、主に審議されると思うが、従来から包装基準や広告表示等については見直しの審議が継続中である。これから、報告事項の2で具体的に検討していただくことになるが、従来どこまで検討し、どこに課題があり、今後どう検討していくか議論していただくかが今日の議題の2つ目の柱となっている。

そのほか、消費者苦情処理部会については実際に問題が出てきた折に随時開催する。調停する案件が出てくれば消費者苦情処理部会の中から委員をさらに選んで調停をやっていただく。私が消費者苦情処理部会長だったときに調停をしたが、実はこの審議会が発足してからこの1件しかない状況で、全国的にもあまり利用されていない。しかし、これはもっと活用されてもよいし、昨今のように不況でこれから悪質な消費者被害事例が出てこないとも限らないので、今期はひよっとすると調停部会も必要になるかもしれない。

少し説明を補足させていただいたが、皆さんから、何かこの点もう少し説明して欲しい、ここが分かりにくいという、御意見、御質問があれば、是非、出していきたい。大卒の話なので、なかなか御発言、御質問も、しにくいかもしれないが、初めてでここがよく分からないというような発言でも結構である。

中川委員 表示・包装に関する基準の見直しで、京都市の条例の中でこれをやるのか。国の法令とか、今度は消費者庁ができるのかとか、そのようなことから考えると、重複するような基準があちこちにあるのではないのか。果たして京都市だけで、単価の表示とか商品等の表示の基準が左右できるものなのかどうか、その辺のことは気になる。会議はやっても、これはパーになるのだけではないか、やったということだけで実効性がないのではないか。

松岡会長 基本的なところですから、是非説明して欲しい。

横道係長 包装基準とか三基準は条例に基づく基準で、京都市独自のものである。他都市においても同様の基準を設けているところはある。ただし、内容は都市によって若干のばらつきがある。

法律では、食品の表示に関する法律を一本化しようという動きがあるので、現時点ではそれを見極めながら検討していくという段階であり、その点については今後部会で審議していきたい。

松岡会長 御質問の「法律で決めているのに条例で決めて二重にならないか。」という点については、「法律で決めている基準は、それほど細かいところまで必ずしも決めていない。全国一律で最低限これぐらいという基準はあるが、そこから先の法律で決めていない部分については、各都道府県あるいは市町村の条例で、より細かい基準を設けることができる。それを京都市ほか、いくつかの自治体で基準を設けている。」という理解で、よろしいね。

(事務局 同意)

中川委員 実は先日、会報に載せるために、京都市長と対談した。安全のために電柱を地中化するとか、いろんな話をしたが、なかなかできない。

国からの助成もあるかも知れないが、費用は事業者が3割、京都市が7割出すので、まず、事業者と話をしなければならない。やる話はできても、なかなか実現しづらい。予算の裏付けの無いこととかは議論しても何にもならない。

安全とか安心とかいう言葉だけ先行していて、実際には道路にものすごくたくさん電柱があり過ぎる。西京区の千代原口から山田岐れまで1,200m くらいの間に電柱が25本、西側に、幅が1m ちょっとなかなか場所、電柱がある。そんなところに電柱がボコボコあって、車椅子も通ったら大変で、絶対に車道にこける。そういった本当に技術的な安全ということをお願いしても、電柱は無くならない。では、どうやって歩行者は自分の身の安全を確保するのか。

このように、話をしてもなかなか実現しがたいことがたくさんある。果たしてここの審議会ですらやってどうなるのか、実際、今までどれぐらいのことを議論して、いかほど実現したのか。何十年もやっているのであるから、実証的に一度教えて欲しい。そうしないと、やったとしても参加する意欲が欠けてくる。ついでの時で結構ですから。

松岡会長 大変貴重な御意見である。実は、従来から、こういう基準等を設けて、それにどの程度、実効性を持たすことができるかは継続して議論してきた。表示・

包装適正化部会の報告の中でもそういう議論が報告される予定なので、そこで改めて議論させていただきたい。非常に重要なポイントであると思う。

今嵐委員　初めて委員として出席させていただいて、部会は表示・包装適正化部会の所属ということだが、食品というものは消費者との関係で、すぐ思いつくし、広告というものも分かる、表示というものもボヤッとはしているが分かるが、どういふものをここでの審議する対象の範囲としているか、食品以外については分かりにくいので、具体的に少し教えていただきたい。

横道係長　2番目の報告事項にも入ってくる部分ですが・・・。

松岡会長　では、ちょっとお待ちください。表示・包装適正化部会の報告にも話が関わってくるが、ほかに全体のことで、是非一言発言したい、あるいはこういうところを聴いてみたいということがありましたら、御発言いただきたい。

(委員　特になし)

松岡会長　では、今の御発言を受けて部会の報告に入って、そこで併せて御説明いただければと思う。

2 表示・包装適正化部会報告

〔事務局から説明〕

○ これまでの経過を説明

資料6 1ページ(経過)参照

○ 本日の報告の進行について説明

〔 8月19日の審議会での指摘事項3点について部会で説明した点を報告した後、審議した結果について報告する。〕

○ 包装基準3(1)各号とただし書きの関係について、指摘された内容を説明

資料6 1ページ 1(1)点線枠囲み部分参照

松岡会長　1回聴いただけでは、なかなか分からない話だが、前回8月のときには、この基準がうまく整合しているのかどうかという議論があった。

アからオに当たるものは、一応過大包装に当たる疑いがある、灰色であるということであるが、ただし書きがあって、商品群の特性等によってやむを得ない事情があれば過大包装とは評価しないという考え方になっている。

例えば、分かりやすいのはアで、空間容積が包装容器の20%以上がスカスカに空いていると箱が大き過ぎないかと疑われるが、ただし20%以上空いていることにそれなりの合理的な理由があればよいということになる。

一番問題なのは、オで「商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの」とある。必要以上で過大であると言っておきながら、さらに、やむを得ない事情がある場合などというのが、そもそもあるのかどうか。内容的にはこういう話でしたね。

(事務局 同意)

〔事務局から説明〕

- 包装基準 3 (1) 各号とただし書きの関係について説明した点を報告
資料 6 1 ページ 1 (1) 点線枠囲み部分の続き参照
資料ア 参照 (資料アの 1 では③, 2 では②の考え方で今後検討)

松岡会長 一つ一つが結構ややこしくて頭に入りにくいと思うので、ステップ・バイ・ステップで、ここで一旦御質問いただけるようにする。

資料アの説明では、上の箱は 12 個入り、下の箱は 10 個入り、上の箱はぴったり詰まっているから空間の無駄が全く無い、下の箱は 16.7%空間が空いている。下の箱は、空間容積 20%未満なのでアの基準は大丈夫だが、オの基準で「合理的なのだろうか、なぜこんなところに必要以上に空間が空いているのか」ということになると、過大包装の疑いがある。しかし、それで過大包装と決めてしまうのではなく、何でそうなっているのか行政が尋ねることができるので、規定には意味がある。業者の回答が、共通の箱で、コスト削減や広い意味で環境に配慮した対応策として考えているという説明があり、それが合理的であればいいのではないか。そういう趣旨ですね。

(事務局 同意)

松岡会長 この前の第 93 回の審議会では、この基準の書き方はよく分からないという議論がたくさん出て、若干紛糾したが、基準そのものはそれなりの意味があるので、このままにして、運用で考えていきたいというのが事務局の考え方ですね。

(事務局 同意)

松岡会長 ごく素朴な御質問でもございませんか。

(委員 特になし)

松岡会長 では、後からでも、あれば出していただくことにして、2 番目のお話に移っていただきたい。

〔事務局から報告〕

- 「包装基準制定の趣旨」と包装基準の規定内容について説明した点を報告
資料 6 2 ページ (2) 参照
- 関係する審議結果も報告

引き続きの審議の結果、具体的な規定と理念的な規定に分かれていることに関して、それぞれの対象となる包装を同じ扱いにできないことを理解いただいたこと、また、理念規定があることについても削除しなくてもよいという考え方になったことを報告。

松岡会長 条例では適正な包装としか書いていないので包装基準で決めているが、そこにもいろいろなものがあって、過大包装については、ずいぶん事細かく基準が設けられているが、それ以外の安全な包装の話だとか、省資源・廃棄物の問題での適正さについては、特に細かい基準までは設けていない。少しバランスが悪いのではないのか。むしろ最初に包装の話は「消費者の選択を誤らせるような困った包装を無くそう」ということから出発しているのだが、それ以外の観点も入

ってきているので、このままでいいのか。出発点に帰ってより適正な基準・具体的な基準を立てられるような問題に絞ったほうがいいのか、というような議論があった。どちらも考えられるが、現行基準のような抽象的なものと具体的なものが混じっていてもいいのではないか。これが事務局の答えで、後でもう少し詳しく説明していただけたらと思うが、部会でも基本的にはごみの問題・安全の問題を敢えて削除する必要は無いという方向だと思う。念のため確認させていただいた。

よろしいですか。

(委員 特になし)

〔事務局から説明〕

- 8月19日審議会配布資料「参考資料4：判定の流れ」について説明した点を報告

資料6 2ページ (3) 参照

参考資料④(8月19日審議会 参考資料4) 参照

〔引き続き、事務局から説明〕

- 10月24日の表示・包装適正化部会での進行を説明

〔 以上、8月19日の審議会で指摘された3点について説明した後、資料イ～カ(10月24日部会 資料2～6)を用いて、包装について、検討を行った。〕

松岡会長 資料イから、条例ないしは基準で対象にすべき、もしくは現にしているものは、どのレベルの話をするのかを整理している。これによって先ほどの御質問にも多少答えることになるだろうと思う。

〔事務局から説明〕

- 10月24日の表示・包装適正化部会で資料イ～カを基に検討した事柄を説明

〔 資料イで審議の対象とすべき包装の範囲を検討。
審議の対象とすべき包装について大きく2つに分けて考えられることから、資料ウ・エでその2つの区分での特徴等を考え、さらに今日的な課題として省資源の観点からどのように考えるかの参考として資料オ・カで環境分野での取組を見た後、それを踏まえて規制すべき包装の範囲を検討。〕

松岡会長 御質問はございませんか。

永井委員 個別基準というのは、なぜ、どこに根拠があるのか。

〔事務局から説明〕

- 「包装基準の説明」「要綱」「要綱の説明」に規定がある旨、説明。

参考資料⑤(8月19日審議会 参考資料5) 参照

現行基準等資料 参照

〔 包装基準 3 過大包装 (1)のただし書きに規定する場合においては、商品群別に過大包装の個別基準を定めることとしている。〕

松岡会長 分かりにくいと思うが、参考資料⑤の真ん中の欄の基準で、アンダーラインを引いてある。ただし、「商品群の特性等により、やむを得ない事情があると認められる場合」、これは非常に抽象的なので、結局、それは商品の特性、つまりどんな商品なのかによって変わってくるから、四角四面の基準を作っても困るだろう。業界団体ごとに「こういう商品はこのように特性があるので」と資料を出していただければ、個別の判断ではなく、もう少し基準が明確になるだろうということである。一応、規制の仕組みはそうなっている。

ところが、参考資料⑤の真ん中の欄の下あたり、包装基準の説明の中にアンダーライン、関係業界団体から当該商品群の特性を証する資料を添えて適用申請があったものについて検討するとあるが、そういう材料が出てこないの、これまではこういう検討はしていない。これは考えようによっては、むしろ、「出してください」と行政から協力を要請するなり、示唆するなりがあっても良かったのかもしれないが、これまではできていない。したがって、定型化した基準は今はまだできていない。「できていない」のに「できている」ことを前提にするような処理図があるので、おかしいのではないのかという話だ。

永井委員 参考資料④で、図の一番下のほうでは、個別基準が無いと取扱い保留状態になる、結局、個別基準が無いと行政は何もできないと読めるのだが、今の話だと、要綱も、ただし書きに規定する場合においては基準を別に定めると書いてあるだけで、個別基準が無ければ条例上の規制権限が発動できない訳では決して無いと思うので、そこはどういう認識をされているのか。

横道係長 これまで取扱い保留状態になっている商品、具体的にはお中元お歳暮の詰め合わせ商品というのがよくあり、期間限定で売ってしまえば終わり、今後売りません、企画しませんという説明があれば、それ以上の指導はしない、進まなかったというのが現状で、行政上の手続きがそこで止まってしまうことがある。

永井委員 個別基準が無ければ規制権限が発動できないという理解をされているということでは無いということですね。そこだけ確認しておきたかった。

横道係長 個別基準について制定するという手続きが、適正な包装を守っていただくうえで、必要なものなのかどうかということを部会で審議していただきたいということで提案し、条例上の規制権限を発動しないという見方までは考えておりませんでした、「できる」と考えている。

〔事務局から説明〕

- 審議対象とすべき包装の範囲、規制対象となる包装について部会での審議結果・了承事項を報告

資料6 3 ページ 2 (1) (2) 参照

資料イ～カ (10月24日部会 資料2～6) 参照

現在、包装基準で具体的な規制の対象としている範囲と、今回、部会の審議の結果規制の対象とすべき包装の範囲は変わらなかった。

基準の見直しというよりは運用面の見直しを審議し、その上で、もし必要であれば基準の見直しも検討するという形で、今後、運用面について具体的な審議をする。

- 「包装基準制定の趣旨」について部会での審議結果・了承事項を報告

資料6 4 ページ (3) 参照

包装基準の対象に関する共通認識を元に、本来、包装基準制定の趣旨は、どのようなものが相応しいのか、具体的な規定、理念的な規定を含む包装基準について、基準や要綱の運用面でしっかり反映させるべき趣旨とはどのようなものか審議。規制目的に係る部分では、新たな盛り込むべき包装、消費生活行政で扱う範囲に追加すべきものは出てこなかったもので、趣旨の基本的な部分は変わらないが、時代に合わせ、特に地球温暖化に関することなど追加的な文言を盛り込むことになった。

- 環境、ごみ減量に関して、事務局の考えを説明

具体的な規制の対象とはならないが、運用の面で、環境配慮ということをどのように盛り込むか審議する機会が必要と考えている。

- その他、問題提起された事柄を報告

資料6 4 ページ 3 参照

- 問題提起された事柄に関して、事務局の考えを説明

問題提起された点については、規制というよりはガイドライン的なものでの扱いとなるだろうが、今後の検討課題の一つと考えている。

松岡会長 それぞれの部会で検討いただいたことは、常にこのように詳しく報告いただく訳ではないが、前回は、特にこの全体会でも議論があり、いろいろな疑問が提示され、それを踏まえて部会で検討いただくことになっていた。しかも、今回の改選で委員が半分くらい交代となっているので、従来どんな議論をしていたのかを認識していただくために時間をとっていただいた。

今回、ここでこれを特に議論することではないが、一言発言したい、あるいは質問があってここは分かりにくいので次回以降の問題として考える際に聴いておきたいということなど、お出しいただきたい。今回は議論といっても、その程度で留めさせていただければと思う。

永井委員 現行基準、過大包装(1)アでは、空間容積という概念と包装容器という概念で分子・分母があって、空間容積・分子については、別表1でそれを算出する包装容積と内容品体積が規定されているが、包装容器の定義がおそらく無い。

一番疑問に思ったのは、包装容積の外箱・内箱の場合に内箱で見ると書いてあり、内箱と外箱の間の空間は分子の空間容積に入らなくなってくると思うが、この際、包装容器という分母を外箱でとると、内箱と外箱の間は20%にカウントされないことになる。その辺はどういうふうに考えているのか。

横道係長 外箱と内箱のある包装、詰め合わせ商品では、箱は頑丈に作っているために厚みをとっている場合はあるが、外箱と内箱の大きさの差について優良誤認を与えないという点で考えると、商品をまず見るので、内箱の大きさで中の商品との差、それがどの程度まで空いているかが問題になる。それで基準では、外箱で包装容積を見ないで、内箱から包装容積を見ることとなっている。

松岡会長 極端に分厚い箱になってくると、アではなく、やはりオのところで引っ掛かってくる可能性もある。

1回聴いただけでは分からないところがたくさんあるが、これは、時間を掛け

て表示・包装適正化部会で引き続き検討いただき、全体会にも適宜報告いただき、それで委員全体の意見を反映させていくという形で進めていくことになると思う。

御質問、その他、ございますか。

中川委員 資料のページ数を勘定していたが、38 ページあった。資料が多くて1 ページがいっぱいある。タイトルも違うし、作る人が変わったり、資料の1, 2, 3 も誰かが付けたのだろうが、あちこち広げて、広げて、最後に見るのが嫌になってやめる。パソコンで打つとややこしいだろうから、通し番号で1 から38 まで付けてください。どちらかの隅で良く、鉛筆で結構です。焼く前に番号を付ければ、1 からここまで焼きなさい、こっちのほうで20 から38 までコピーしといてとか、それも配布に漏れがなく、便利ですから。是非お願いします。

松岡会長 御注意を活かしていただくようお願いしたい。

(事務局 了解)

〔事務局から説明〕

○ 次回の検討方向について説明

資料6-2 参照

〔 判定の流れでは、二重線の囲み部分を図の方向で検討し、判断基準、対応手順のマニュアル化を図り、裏面2 について事務局案としてお示しする。〕

○ 今後の予定について説明

〔 今年度中には、次回の部会を開催する予定で、準備する。〕

松岡会長 ここは、今後の表示・包装適正化部会で議論いただいて、全体会に報告いただく。あと、お気づきの点があれば、それぞれ事務局に御意見をいただければ、部会で検討いただけることになるかと思う。

部会長から御補足いただくべきことはありますか。

大谷部会長 特に補足することは無いが、実際にどれだけ具体的な事例を抽出できるか。それがあると議論はやりやすいが、実際問題としては無いほうが良いことである。そのあたりがマニュアル化していくうえで難しい問題ではないかと考えている。

松岡会長 ありがとうございます。では、最後の報告事項を説明してください。

3 消費生活相談状況報告

〔事務局から説明〕

○ 平成20 年度上半期までの消費生活相談の概要を報告

京・くらしの安心安全情報 第27 号 参照

○ インターネット消費生活相談の開始について報告

〔 電話や来所いただけない方も、パソコンがあれば相談ができるということで、ホームページ上にアクセスいただき、相談内容に対して電子メールで回答する。21 年1 月から実施予定としている。〕

〔 なお、近畿では大阪府、大阪市、神戸市が既に実施している。〕

松岡会長 件数そのものは、その時々に変化する。フリーローン・サラ金は取り組んだので多くなっているが、全般的にはほぼ同じような傾向のようだ。不当請求・架空請求の中に振り込め詐欺は入っているのか。

(事務局 同意)

松岡会長 件数そのものは大分減っているが、報道されているように悪質なものがずいぶん残っているということで、かつてのパターンの架空請求のハガキが送られて来て……というのでは無いパターンが増えているということか。

竹中係長 ただ、ハガキによる架空請求も未だに多い。

松岡会長 インターネットによる相談の開始は、少しでも救われるきっかけになる人が増えて結構なことなので、大変だとは思いますが、できるだけ充実した形でやっていただければと思う。

何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

伊藤委員 会長が決めたのはよいが、悪質な風邪が流行っており、かかった場合はマスクをしても、そういう時は人の前に出るなどか言われている。会長にもし万一のことがあると、この会が流会になる恐れがあるので、その辺の対応は。

松岡会長 条例等に何か規定はあったか。何も無ければ、今日、申し合わせという形でやってもよいだろう。

〔事務局から説明〕

○ 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する旨、説明。

資料 3 3 ページ 施行規則第 20 条第 4 項 参照

松岡会長 私が指名すればよいということであれば、従来から長く委員をされ、部会長もされている大谷先生に、いざという時に代理をしていただくということで、今、ここで指名させていただきたいが、よろしいでしょうか。

(委員一同 了承)

松岡会長 ありがとうございます。以上で、本日の予定は終わったと思う。活発に御質問いただいたので、予定より時間が掛かったが、これで司会を事務局にお返しする。

鶴谷部長 本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。また、活発な御意見、御質問ありがとうございます。

本日から第 17 期の審議会として新たなスタートをさせていただいた。

短い時間の中でいろいろ説明させていただいたが、非常に分かりづらかったかと思う。今後はできるだけ分かりやすい形で資料を作成させていただきたい。

審議会、年間 2 回と開催という限られた開催の中で、1 回 1 回の内容が濃いものになってくる。事前に配布する資料も非常に量が多くなる可能性があり、かなりの御負担をお掛けすることになると思うが、御協力よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

(部会構成等，本日審議結果を盛り込んだ委員名簿を配布)

(閉会)